限度額適用認定証
をご利用ください

窓口負担額が自己負担限度額までで済みます。

適用となるのは医療費のみです。
食事代、差額ベッド代等は含まれません。

●自己負担限度額（月ごと）
過去12ヶ月間に、自己負担額まで達した月が4回以上あった場合は、多数該当が適用されます。

＜70歳未満の方＞

2024年6月1日より食事代変更

所得区分 標準報酬月額	3回までの限度額（月ごと）	4回目～限度額 多数該当	食事代（1食）
（ア）83万円以上	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1%	140,100円	490円
（イ）53～79万円	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1%	93,000円	490円
（ウ）28～50万円	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%	44,400円	490円
（エ）26万円以下	57,600円	44,400円	490円
（オ）住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	230円

＜70歳以上の方＞　※現役並みの方は、区分の確認が必要です。オンライン確認または申請が必要です。

所得区分 標準報酬月額	外来＋入院（世帯単位）（月ごと）	外来（個人単位）	食事代（1食）
現役並み　Ⅲ 83万円以上	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1% ※（4回目～多数該当：140,100円）		490円
現役並み　Ⅱ 53～79万円	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1% ※（4回目～多数該当：93,000円）		490円
現役並み　Ⅰ 28～50万円	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% ※（4回目～多数該当：44,400円）		490円
一　般	57,600円 ※（4回目～多数該当：44,400円）	18,000円 年間上限144,000円	490円
区分　Ⅱ 住民税非課税世帯	24,600円	8,000円	230円
区分　Ⅰ 住民税非課税世帯	15,000円	8,000円	110円

※単一世帯において医療保険と介護保険それぞれの限度額を支払いされた場合は、世帯収入に応じて設定された高額医療・高額介護合算制度により限度額を超えた額が払い戻されます。
※年額（8月～翌年7月）にこの制度が適用される場合があります。
※詳細は加入されている各保険者にご確認ください。
※詳しくは、スタッフまでお声がけください。

限度額適用認定証があるとこのようになります

計算例：Aさんの場合（認定証なし）

15日間入院、お支払いは下記のようになりました。

総医療費が100万円の場合・・・

医療費の自己負担額（3割）＝30万円

食事一部負担額＝20,090円

その他自費（寝衣等）＝7,755円

合計：32万7,845円

※後日、高額療養費の申請を行うことで高額医療費に該当する金額の払い戻しを受けることができますが・・・

Aさん：50歳
自己負担額：3割
所得区分：ウ

限度額適用認定証を使用

8万100円＋（100万円－26万7,000円）×1％＝8万7,430円

医療費の自己負担限度額＝8万7,430円

食事一部負担額＝20,090円　その他自費（寝衣等）＝7,755円

（食事代・その他自費は適用外です）

窓口での支払金額の負担が軽減されます

合計：11万5,275円

※1ヶ月ごと（各月の1日から末日まで）の計算ですので、月をまたがる入院の場合は月ごとの計算となります。

□マイナンバーカードをお持ちの方

カードリーダーにマイナンバーカードをかざすことで、オンラインで資格（区分）確認が可能です。書類による申請は不要です。（保険者・諸事情により確認が取れない場合があります）

□マイナンバーカードをお持ちで無い方（カードリーダーで確認が取れない場合）

書類による申請が必要です。加入している保険者に申請してください。

問い合わせ先・申請場所
- 国民健康保険・後期高齢者保険加入者　→　各市町村
- 協会けんぽ加入者　→　各職場もしくは協会けんぽ各支部
- 組合保険・共済保険加入者　→　各保険組合

ご加入の保険者によっては、限度額適用認定証は申請してからお手元に届くまで1週間から10日ほどお時間がかかる場合があります。急な入院の場合など、早めの申請手続きをお願い致します。認定証は退院時（若しくは入院した翌月の7日）までにご提示下さい。この期間を過ぎますと適用とならない場合がございます。

＜不明な点は、スタッフへお声がけ下さい＞